



2025 年 6 月 16 日に開催された

2025 年度第 3 回理事会(臨時)の概要をお知らせします。

<決議事項>

●コンプライアンス委員会からの処分案について

- ・第三者委員会からの報告を受けて、検討ワーキンググループが立ち上がり、協議を行った。そのなかでコンプライアンス委員会として処分が必要な案件として「不適切なメール送信アクション」があったことによる提案がなされた。
- ・当該行為は明確にコンプライアンス違反であると事実認定し、職員のため就業規則に則って処分案を審議した。処分理由は「不適切な文書（上申書案）とインテグリティに関わる事実の認定」。
- ・事案の重大性および対象者が役職者であること等から、「譴責」が妥当であると判断した。
- ・元々通報からコンプライアンス委員会で協議したが、単発の事案でないであろうと判断し、全体を調査するために第三者委員会の立ち上げを提案した経緯がある。
- ・通常の手順に従って手続きを進めてきたが、理事会決議前に報道に出てしまった。コンプライアンス委員会としては報道に出たことはイレギュラーであると認識している。
- ・手続きは手順を踏んで行ってきたが、スピード感は改善の余地がある。またコンプライアンス委員会で処分案が決議された直後に臨時理事会を開催する方法もあった点については反省点。
- ・手順に則って進めてきたこと等、言うべきことはしっかりと言う必要がある。
- ・行為者個人の処分だけではなく、監督責任は業務執行理事全体で負う。また組織の改善点として、「ガバナンス統括責任者の設置、ガバナンス委員会の新設、懲戒に関する仕組みの整備」を行う。

【決議事項】

提案の通り、処分が承認された。

●理事候補者の取り扱いについて

- ・評議員会で継続審議となった。理由は「選定委員会での審議時点では、本日説明のあったコンプライアンス委員会からの内容が報告されていなかったため」。
- ・評議員会としては、選定委員会でもう一度確認し、候補者のなかにコンプライアンス事案に関係する方がいないか確認し、その結果を受けて審議したいとのこと。
- ・理事会で「選定委員会で再度審議すること」と、「選定委員会で候補者が変わらなかった場合は、理事会を経ずに直接評議員会に提出すること」を審議いただきたい。

【決議事項】

提案の通り、理事候補者の取り扱いが承認された。

以上